

辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・
国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき
公正かつ民主的に解決するべきとする意見書

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄本島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることは民意のみならず、戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。

名護市辺野古における新たな基地の建設工事の強行は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することのできない重大な問題である。

また、普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的・地政学的な根拠が薄弱であることは既に指摘されている中で、政府は、普天間基地の速やかな危険性の除去を名目として、辺野古への新基地建設を強行しているが、日米安全保障条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄県の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」という、沖縄に関する特別行動委員会（SACO）設置時の基本理念に反することから、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

さらに、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民的議論により決すべきであり、最終的には国権の代表機関たる国会で、国が最終的な責任を負う法整備等の仕組みの中で行うべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要であるという世論が多数を占めるのであれば、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押し付けとならないよう、

公正で民主的な手続により決定することが必要である。

よって、当市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 沖縄での県民投票で示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。殊に、沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
- 2 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任を持って行う法整備等の仕組みの中で解決すること。
- 3 その中において、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのならば、沖縄以外の全国の全ての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、公正かつ民主的な手続により決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月16日

喜多方市議会議長 坂内 鉄次

【意見書提出】

衆議院議長	大島	森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	菅	義偉	殿
内閣官房長官	加藤	勝信	殿
総務大臣	武田	良太	殿
外務大臣	茂木	敏充	殿
厚生労働大臣	田村	憲久	殿
国土交通大臣	赤羽	一嘉	殿
防衛大臣	岸	信夫	殿
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）	河野	太郎	殿